

**神楽坂三・四・五丁目地区地区計画原案に関する  
説明会等における意見・質問要旨と回答要旨**

**1 説明会等の実施期間等**

(動画配信) 令和5年1月16日(月)～1月30日(月)  
 (説明会) 令和5年1月18日(水) 14:00～、18:00～  
 会場：牛込筆筈地域センター

**2 出席者数**

8名

**3 意見数及び意見への対応**

意見等の件数・・・5件(3名)

| 分類             | 件数 |
|----------------|----|
| 地区計画原案等に関する意見等 | 5件 |
| その他の意見等        | 0件 |
| 合計             | 5件 |

意見等への対応：

| 分類                    | 件数 |
|-----------------------|----|
| A 意見または趣旨を反映する        | 0件 |
| B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ     | 0件 |
| C 意見の趣旨に沿ってまちづくりを推進する | 0件 |
| D 今後の取組の参考とする         | 0件 |
| E 意見として何う             | 0件 |
| F 質問に回答する             | 5件 |
| G その他(表現の修正、写真の差替え等)  | 0件 |
| 合計                    | 5件 |

#### 4 説明会における意見・質問要旨と回答要旨

|   | 意見・質問の要旨   | 回答要旨   |
|---|--|--|
| 1 | 壁面の位置の制限の図において、高さに関する記載がないが、高さの最高限度は撤廃されるのか。             | F<br>ご質問にお答えします。<br>高さの最高限度は、壁面の位置の制限の図には記載しておらず、高さの最高限度に関する頁に記載しています。当該頁に記載のとおり、建築物等の高さの最高限度（絶対高さ）については変更ありません。 |
| 2 | 塀の設置を計画しているので、工作物設置の制限についてももう少し具体的に伺いたい。                 | F<br>ご質問にお答えします。<br>壁面後退区域については、塀等の設置は制限します。塀や柵を設置する場合は、壁面後退区域より敷地側で設置していただくこととなります。                             |
| 3 | 車庫については、独立したカーポートではなく、建物の1階を利用した自動車車庫など、建物と一体的なものならば可能か。 | F<br>ご質問にお答えします。<br>兵庫横丁と同様に、建物と一体的なものも含め自動車車庫の設置を制限します。   |
| 4 | 工作物設置の制限に垣、柵等が制限されているが、黒塀も制限の対象となるのか。                    | F<br>ご質問にお答えします。<br>壁面後退区域では黒塀の設置も制限します。ただし、黒塀の撤去を目的としたものではなく、壁面後退区域より敷地側での設置は可能です。                              |
| 5 | かくれんぼ横丁の一部において、現状石畳でない舗装の部分は、そのままよいのか。                   | F<br>ご質問にお答えします。<br>兵庫横丁、見返り横丁及びかくれんぼ横丁に面した部分については、建替えの際に、壁面後退部分も含め、舗装を石畳等の路地景観の連続性に配慮したものとすることとなります。            |